

# 市立小・中学校における熱中症対策

川西市教育委員会  
令和7年4改訂

## 熱中症警戒アラート発表時

前日17時頃、当日5時頃の発表

### 屋外等での活動禁止

- 教育活動（冷房のない場所での活動、体育（水泳含む）、各種行事、部活動等）禁止とします。
- 宿泊を伴う行事や熱中症警戒アラートが発令されていない県外への校外学習は、学校長の判断により可。ただし、屋外等、冷房のない室内での活動に十分留意すること。
- 地域クラブや部活動の市内大会は原則活動禁止です。
- 部活動の公式戦等、他の主催者の判断となるものは、保護者及び当該生徒の承諾を得て参加可とします。

### 熱中症予防行動の徹底

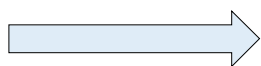
- 複数で登下校を行うなど、登下校の仕方や服装について工夫すること。
- 涼しく過ごせる環境の確保や経口補水液・氷・アイスパック等の備えの確認をすること。

## 熱中症特別警戒アラート発表時

前日14時頃の発表

特定の日における暑さ指数（WBGT）の最高値が、兵庫県内の全ての情報提供地点（19箇所）において35以上と予測される場合に熱中症特別警戒アラートが発令されます。熱中症特別警戒アラート発表時は、過去に例のない危険な暑さであり、熱中症救急搬送者数の大量発生を招き、医療の提供に支障が生じるような、人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがあります。なお、暑さ指数（WBGT）が35に達しない場合であっても、自然的社会的状況により、熱中症による国民の健康に重大な被害が生ずるおそれがあると認められるような場合も発表する場合があるとされています。【気候変動適応法施行規則第2条】

### オンラインによる自宅学習



授業日とし、オンライン学習に参加した児童生徒については、出席とします。

- 原則自宅学習、宿泊を伴う行事や熱中症特別警戒アラートが発令されていない県外への校外学習は、学校長の判断により可。ただし、屋外等、冷房のない室内での活動に十分留意すること。
- 長期休業中においても、学校での活動は中止とします。

#### ○オンライン学習の例

8:25～健康観察、こころの天気、一日の過ごし方  
1時間目～4時間目（時間割によるオンライン授業）  
体育等オンラインの対応ができない場合は、デジタルドリル等による自習  
Zoom制限40分  
5時間目以降 デジタルドリル等による自習  
15:00～健康観察

熱中症特別警戒アラート発令時は、**留守家庭児童育成クラブは休所**となります。

熱中症特別警戒アラートについては、**学校HP、ミマモルメによる一斉メール配信**を利用し、周知すること。

熱中症警戒アラート（特別警戒アラート）発表時以外においても、活動場所において、

**WBGT 3.1以上の場合は、熱中症予防運動指針に基づき、運動は禁止します。**

WBGT 2.1以上3.1未満の場合においても熱中症予防運動指針に基づき、「WBGT 2.1以上は熱中症事故による死亡事故が発生する可能性があること」を念頭におくとともに、十分な休憩及び給水に努めること。

# 市立幼稚園における熱中症対策

川西市教育委員会  
令和7年4月改訂

## 熱中症警戒アラート発表時

前日17時頃、当日5時頃

## 屋外等での活動禁止

### 熱中症予防行動の徹底

- 涼しく過ごせる環境の確保や氷・アイスパック等の備えの確認をする。
- 子どもの様子を注視し、異常が見られた場合は直ちに救急対応を行うこと。

## 熱中症特別警戒アラート発表時

前日14時頃の発表

## 臨時休業

- 気象警報と同じ扱いとする。

特定の日における暑さ指数（WBGT）の最高値が、兵庫県内の全ての情報提供地点（19箇所）において35以上と予測される場合に熱中症特別警戒アラートが発表されます。熱中症特別警戒アラート発表時は、過去に例のない危険な暑さであり、熱中症救急搬送者数の大量発生を招き、医療の提供に支障が生じるような、人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがあります。なお、暑さ指数（WBGT）が35に達しない場合であっても、自然的社会的状況により、熱中症による国民の健康に重大な被害が生ずるおそれがあると認められるような場合も発表する場合がありますとされています。

【気候変動適応法施行規則第2条】

熱中症特別警戒アラート、熱中症警戒アラートは、一日中継続されます。途中で解除されることはありません。

熱中症警戒アラート（特別警戒アラート）発表時以外においても、活動場所において、WBGT3.1以上の場合は、熱中症予防運動指針に基づき、運動は禁止します。

暑さ指数（WBGT値）とは、熱中症の危険度を判断する数値です。気温、湿度、輻射熱の3つを取り入れた温度の指標で、「暑さ指数3.5」は「気温3.5度」と同じではありません。

WBGT2.1以上3.1未満の場合においても熱中症予防運動指針に基づき、「WBGT2.1以上は熱中症事故による死亡事故が発生する可能性があること」を念頭におくとともに、十分な休憩及び給水に努めること。

# 市立保育所・こども園における熱中症対策

川西市教育委員会  
令和7年4月改訂

前日17時頃、当日5時頃

## 熱中症警戒アラート発表時

前日14時頃

## 熱中症特別警戒アラート発表時

○ 気象警報と同じ扱いとする。

## 屋外等での活動禁止

### 熱中症予防行動の徹底

- 涼しく過ごせる環境の確保や氷・アイスパック等の備えの確認をする。
- 子どもの様子を注視し、異常が見られた場合は直ちに救急対応を行うこと。

特定の日における暑さ指数（WBGT）の最高値が、兵庫県内の全ての情報提供地点（19箇所）において35以上と予測される場合に熱中症特別警戒アラートが発表されます。熱中症特別警戒アラート発表時は、過去に例のない危険な暑さであり、熱中症救急搬送者数の大量発生を招き、医療の提供に支障が生じるような、人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがあります。なお、暑さ指数（WBGT）が35に達しない場合であっても、自然的社会的状況により、熱中症による国民の健康に重大な被害が生ずるおそれがあると認められるような場合も発表する場合があります。

### 【気候変動適応法施行規則第2条】

熱中症特別警戒アラート、熱中症警戒アラートは、一日中継続されます。途中で解除されることはありません。

熱中症警戒アラート（特別警戒アラート）発表時以外においても、活動場所において、WBGT 31以上の場合は、熱中症予防運動指針に基づき、運動は禁止します。

暑さ指数（WBGT値）とは、熱中症の危険度を判断する数値です。気温、湿度、輻射熱の3つを取り入れた温度の指標で、「暑さ指数35」は「気温35度」と同じではありません。

WBGT 21以上31未満の場合においても熱中症予防運動指針に基づき、「WBGT 21以上は熱中症事故による死亡事故が発生する可能性があること」を念頭におくとともに、十分な休憩及び給水に努めること。

子どもは、大人よりも新陳代謝が活発で体温が高い傾向があり、子どもは汗を出す役割をはたす汗腺の発達が未発達のため体内に熱がこもり、体温が上昇しやすく、熱中症になりやすいとも言われています。また、身長が低いと地面との距離が近く、日光の照り返しの影響を受けやすくなります。体感温度は、大人の顔の高さで32°の時、子どもの顔の高さでは35°くらいあるといわれています。屋外では、大人が感じる暑さ以上に、子どもは暑く感じているという認識を持つこと。

# 川西養護学校における熱中症対策

川西市教育委員会  
令和7年4月改訂

## 熱中症警戒アラート発表時

前日17時頃、当日5時頃の発表

### 屋外等での活動禁止

- 教育活動（冷房のない場所での活動、体育、各種行事、部活動等）禁止とします。
- 宿泊を伴う行事や熱中症警戒アラートが発令されていない県外への校外学習は、学校長の判断により可。ただし、屋外等、冷房のない室内での活動に十分留意すること。
- 地域クラブや部活動における公式戦等、他の主催者の下で開催される事業に参加する際は、主催者の判断によるものとします。

### 熱中症予防行動の徹底

- 涼しく過ごせる服装について工夫すること。
- 涼しく過ごせる環境の確保や経口補水液・氷・アイスパック等の備えの確認をすること。

## 熱中症特別警戒アラート発表時

前日14時頃の発表

### 臨時休業

- 気象警報と同じ扱いとする。

特定の日における暑さ指数（WBGT）の最高値が、兵庫県内の全ての情報提供地点（19箇所）において35以上と予測される場合に熱中症特別警戒アラートが発表されます。熱中症特別警戒アラート発表時は、過去に例のない危険な暑さであり、熱中症救急搬送者数の大量発生を招き、医療の提供に支障が生じるような、人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがあります。なお、暑さ指数（WBGT）が35に達しない場合であっても、自然的社会的状況により、熱中症による国民の健康に重大な被害が生ずるおそれがあると認められるような場合も発表する場合がありますとされています。

【気候変動適応法施行規則第2条】

熱中症特別警戒アラート発令時は、**留守家庭児童育成クラブは休所**となります。

熱中症特別警戒アラートについては、**学校HP、ミマモルメによる一斉メール配信**を利用し、周知すること。

熱中症警戒アラート（特別警戒アラート）発表時以外においても、活動場所において、

**WBGT 3.1 以上の場合は、熱中症予防運動指針に基づき、運動は禁止します。**

WBGT 2.1 以上 3.1 未満の場合においても熱中症予防運動指針に基づき、「WBGT 2.1 以上は熱中症事故による死亡事故が発生する可能性があること」を念頭におくとともに、十分な休憩及び給水に努めること。